

「歓楽街サポート補助金」の概要

1	目的	市内歓楽街への誘客を促進するイベントの開催を支援することで消費を喚起し、市内歓楽街の賑わい回復を図ることを目的とする。
2	対象事業	市内歓楽街（スナック・バー・居酒屋等の酒類を提供する飲食店が10以上集積する区画）への誘客を促進するイベントであり、次の要件をすべて満たすものとする。 ①安全対策及び新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じていること ②「釧路市サポート商品券」を利用できる、または「釧路市サポート商品券」の利用を促進するイベントであること ③例年実施しているイベントではないこと
3	対象者	主たる事務所を市内に有し、規約等で代表者の定めがある団体 （「がんばる商店街等応援補助金」の交付決定を受けた団体を除く）
4	対象経費	対象事業の実施に必要と認められる経費（釧路市以外から補助金等を受ける場合は、その額を減じるものとする）であり、次の要件を満たすものとする。 ①原則、市内事業者を支払う経費であること ②景品を購入する場合は、その取得価格は1個あたり1万円以内かつ総額は100万円以内であること（補助対象経費とは別に、自己資金で実施する場合はこの限りではない） なお、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの不可抗力によりイベントが実施できなくなった場合は、その時点までに要した費用を対象経費とする。
5	対象外経費	①イベントに係る全ての業務を委託するもの ②スタッフの食糧費及び人件費(本事業のために雇用する学生アルバイト等を除く) ③クーポン、商品券等の割引に係る経費やプレミアム部分の原資 ④実質割引となるサービス等に係る経費 ⑤事業実施期間内に消費することができない備品等の経費 ⑥事業者等の損失補てん ⑦借入に伴う支払い利息 ⑧補助対象経費に係る消費税等仕入控除相当分 ⑨その他、市長が対象外と判断する経費
6	補助金額	対象経費の4/5以内、上限200万円 ※応募者多数の場合は補助率調整
7	注意事項	北海道等からイベント開催の自粛要請が発出された場合等、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、交付決定後であっても、イベント実施の中止を依頼する場合がある。
8	交付申請	申請書（同意書）、事業実施計画書、事業予算書、参加店名簿及び位置図、規約等
9	実績報告	実績報告書、事業決算書ほか
10	募集期間	7月26日～8月31日
11	事業実施期間	7月26日～12月31日
12	事業例	はしご酒、オープンテラス営業、テイクアウトスタンプラリー、ビアガーデン、「釧べる歓楽街」（商品券使用→抽選券）